

# 新城市土地改良区定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

### (名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、新城市土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、愛知第334号である。

### (地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

2 この土地改良区の地区を、別表第2に掲げる地域（以下「事業地区」という。）に区分する。

### (事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、施設管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 地区全域にわたるかんがい施設及び排水施設の維持管理

二 地区全域にわたる農道の維持管理

三 地区全域にわたる農用地の災害復旧

四 地区全域にわたる農用地の保全上若しくは、利用上必要な施設の災害復旧

2 この土地改良区は、前項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、県営農地環境整備事業（塩瀬地区）の換地処分業務を委託されたときはこれを受託する。

### (事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、愛知県新城市に置く。

### (公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

## 第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、45人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定及び変更、

土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

### 第3章 役員

(役員の数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事16人及び監事4人とする。

2 前項の理事定数のうち、2人は組合員でない者とする。

3 第1項の監事定数のうち、3人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第21条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(地区担当理事)

第22条の2 規約で定める事業地区に関する業務を処理するため事業地区毎に地区担当理事1人を定める。

2 地区担当理事は、事業地区の区域を被選任区とする理事のうちから理事会

で選任する。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第25条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

#### 第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第1号から第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、別表に掲げる区域内の関係する土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地域内にある土地の全部につき別表に掲げる事業地区別に各区域ごとに地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営ほ場整備事業新城地区、県営ほ場整備事業(担い手育成型)富岡地区の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第29条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営農地環境整備事業塩瀬地区に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第32条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第33条 第27条、第28条、第30条及び第31条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて年利14.6%の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料300円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第5章 雑 則

(事務局及び委員会)

第34条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として事務局を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する事務局及び委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第35条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第36条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済によ

り徴収すべき金銭については、第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

2 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

(事業年度)

第39条 この土地改良区の実業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第40条 この土地改良区の実業運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1 この土地改良区の実立当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず土地改良法第18条の規定に基づき申請人の選任するところによる。

2 この定款は、認可の日から施行する。

昭和36年6月30日 認可 愛知第334号

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。

昭和38年3月26日 認可（38指令耕第 206号）

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。

昭和41年1月14日 認可（40指令耕第9-51号）

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。

昭和42年2月8日 認可（42指令耕第9-11号）

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。

昭和42年6月14日 認可（42指令耕第9-22号）

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。

昭和42年11月27日 認可（42指令耕第9-46号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和42年12月4日 認可（42指令耕第9-58号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和43年2月10日 認可（43指令耕第9-76号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和43年4月 1日 認可（43指令耕第9-18号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和43年5月21日 認可（43指令耕第9-32号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和43年10月3日 認可（43指令耕第9-63号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和44年3月20日 認可（44指令耕第9-11号）
- 2 旧愛知用水公団が施行した維持管理事業に対する負担金は、定款第26条の2第1項及び第2項を適用する。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和44年9月24日 認可（44指令耕第9-56号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和46年5月19日 認可（46指令耕第9-12号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和47年11月11日 認可（47指令耕第9-15号）

附 則

- 1 土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）附則第6項の規定により、同法による改正後の特別徴収金に関する規定を適用しないこととされる土地改良事業の施行に係る地域内の農地の転用又は開田に伴い徴収する賦課金については、第29条の規定に係らずなお従前の例による。

- 2 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和49年5月27日 認可（49指令耕第9-22号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和51年6月1日 認可（51指令耕第9-35号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和53年1月9日 認可（52指令耕第9-29号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和53年9月25日 認可（53指令耕第9-22号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和54年10月2日 認可（54指令耕第9-24号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和56年6月17日 認可（56指令耕第9-31号）
- 2 この定款変更中第8条第16条及び役員選任規程第2条の規定の変更は、現総代及び現任役員任期満了その他の事由による次期総選挙及び総選任のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和57年7月26日 認可（57指令耕第9-11号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和59年5月4日 認可（59指令耕第9-3号）
- 2 この定款変更により増加した役員の数について最初に選任される役員任期は、第22条第1項の規定にかかわらず現任役員任期満了の日までとする。
- 3 第8条の変更による増加数については、土地改良法施行令第25条の規定により選挙を行う。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和61年4月15日 認可（61指令耕第9-11号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
ただし、この定款変更中豊川用土地改良区連合にかかる変更は、豊川用土地改良区連合解散認可の日から施行する。  
昭和62年3月31日連合解散認可（62指令耕第64号）  
昭和62年4月27日定款認可（62指令耕第9-39号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
昭和63年5月27日定款認可（63指令耕第9-20号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成4年10月22日定款認可（4指令耕第9-21号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成6年2月7日定款認可（6指令耕第9-3号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成8年6月21日定款認可（8指令耕第9-24号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成13年6月21日 認可（13指令農計第9-6号）
- 2 この定款変更中第8条第16条及び役員選任規程第2条の規定の変更は、  
現総代と現役員任期満了その他の事由による次期総選挙及び総選任のとき  
から施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成15年5月28日認可（15指令耕第9-15号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成17年5月19日認可（17農計第127号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成25年5月24日認可（25農計第105号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成26年3月4日認可（25農計第592-1号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成28年5月27日認可（28農計第158号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
令和2年5月22日認可（2農計第130号）
- 2 第14条の規定は、総代会でこれを制限する議案の議決があった場合、それ  
以降、当該総代の任期中に開催される総代会においては適用しない。

- 3 第8条から第11条の規定の変更は、現総代の任期満了その他の事由による次期総選挙の時から施行するものとし、それまではなお従前の例による。
- 4 第19条の規定の変更は、現役員任期満了その他の事由による次期総選挙の時から施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
令和 年 月 日認可（農計第 号）
- 2 第8条の規定の変更については、現総代の任期満了及びその他の事由による次期総選挙の時から施行するものとし、それまでは従前の例による。

第3条別表（左記地域内の受益地）

市町村名	大字名	字 名	地 域
新 城 市	片 山	各大字の一部	一円の田、畑
	徳 定		
	石 田		
	杉 山		
	豊 島		
	豊 栄		
	稲 木		
	川 田		
	野 田		
	上平井		
	平 井		
	川 路		
	矢 部		
	富 永		
	大 宮		
	竹 広		
	牛 倉		
	有 海		
	出 沢		
	八束穂		
	須 長		
	浅 谷		
	日 吉		
	吉 川		
	一 鍬田		
	黒 田		
富 岡			
中字利			
小 畑			
塩 瀬			

第3条第2項 別表第2、第27条別表

地区名	工区名	大字名	字 名	地 域	
新 城	出 沢	出 沢	牛馬屋、奥ノ田、銭亀、中ケ谷、西沢、根岸谷下、八ノ平、的場田	一円の田、畑	
			浅 谷 八束穂	浅 谷	東田、かんばかせ、前田、向畑、ホウミツ、三反田、芋久保、朔日田、上ノ山、久保田、野添、坪ノ口、谷下新田
	八束穂	四反田、七ツ田、五反田、中貝津、宮下、東田、雲雀田、石塚、上前田、細ツブラ、的場、神楽屋敷、イリ、久保田、下前田、西田、甲田、古屋敷、モリ下			
	川 路	寺ノ前			
	須 長	越田			
	須 竹 長 広	八束穂	八束穂	雲雀、川原、藤谷、三反田、横枕、瀬戸川	一円の田、畑
			須 長	下田、辻脇、縄手、井ノ下、山崎、河原、広貝津、長田、天王、石岸、雲雀、坂ノ下、京早稲、賀門、道久保、亀井戸、清水、楠下、藤沢、瀬戸川	
		竹 広	新津、中川、断上、石塚、乗久根		
		大 宮	加原、静貝津、儀徳		
		牛 倉	坂後		
	大 牛 宮 倉	大 宮	大 宮	高田、河原田、清水、宮ノ前、市木、平田、大ノ木、楠木、生国平、沼賀庫、塚田、矢田、神田、宮川、南貝津	一円の田、畑
			富 永	定吉、亀淵、東松尾	
		牛 倉	石田、南貝津、山洞、上平、椰、坂後、宗国、北下、宮川、吉竹、石井、黒口、下矢田、寺領、西真国、東真国	一円の田、畑	
	富 矢 永 部	富 永	富 永	雁通道、遠松、神田、東田、二ノ宮前、反上田、五反、西田、屋川、安京、溝添、柿下、信実	一円の田、畑
矢 部			池上、池下、新ミノハ、新広見、新慶蔵地、新慶蔵寺、新欠下、新矢畑、新寺坂、新高沢、新谷下、新土取、新高畔、新紺屋前	一円の田、畑	

	上平井	上平井	円ノ平、古御堂ノ入、道添、 縄手前、屋敷前、西浦、十 連事、國廣、西石キシ、大 谷前、杉本、張原、口無	一円の田、畑
		平井	西浦、後田	
新城二期	千郷東	片山	五反田、中屋敷、細貝津、 堂ノ前、西番上、東番上、 矢田、山下、明神谷、上 ノ貝津、寺ノ前、柴先、矢 ノ入	一円の田、畑
		徳定	溝東、亀甲、溝西、神ノ 前、半田前、矢ノ入	
		杉山	建長寺、ツクエ、行時、阿 賀地、荒井、大久後、宗近、 後田	
	千郷西	豊栄	山口、荒小田、深山口、川 辻、石松、城山、深沢、臼 子ナギ、小滝、東平、雷沢、 月の沢、西深田下、新西深 田、新黒岩、新穴田、新棚 本、新田中、新神田、新水 落、新小瀬原、新真向、新 中田、新広表	一円の田、畑
		杉山	森高、小寺前、溝下、フロ コシ	
	野田	野田	上ドドメキ、下ドドメ キ、東前田、笹田、栃田	一円の田、畑
		石田	トラメキ	
	新稲木	稲木	彼岸田、大沼、沢渡り、貝 津畑、観音前、五反丸、北 ノ谷、三反田、大洞前	一円の田、畑
	諏訪	豊栄	大洞前、石原、向イ	一円の田、畑
		稲木	大洞前、五反丸	
	吉水	川田	吉水	一円の田、畑
		稲木	新吉水	
		野田	新山田	
富岡 担い手	富岡	富岡	堀切下ノ段、堀切平、田島、 宇利川、新田、門原野、 西門沢、東足柿、西足柿、 東川	一円の田、畑
塩瀬	塩瀬	塩瀬	タカソヲ、下貝津、古ヤシ ロ、上貝津、大持原、知幸 部、中貝津、中平	一円の田、畑
片山		片山	寺前、新田、寺ノ前	一円の田、畑
杉山		杉山	中屋、フロコシ	一円の田、畑
石田		石田	トラメキ、池田	一円の田、畑
大野田		野田	皆津、権現、西浄悦	一円の田、畑

中市場		野 田	五反、西前田、南田、戸矢ヶ崎、西前田	一円の田、畑
稲 木		稲 木	新仲野、五反丸	一円の田、畑
豊 島		豊 島	北、南、東、孫四屋敷	一円の田、畑
川 田		川 田	新丸田、新広美、八幡前、堂ノ前	一円の田、畑
平 井		平 井	新栄	一円の田、畑
		上平井	昭和	一円の田、畑
富 永		富 永	新栄、新知、高津、郷中	一円の田、畑
八 剣		竹 広	八剣、連吾	一円の田、畑
		大 宮	下馬場	一円の田、畑
有 海		有 海	萱苅、太郎田、金神田、深沢、篠原、下モ稲場	一円の田、畑
川 路		川 路	市場、宮ノ脇、寺ノ前、萩平、仲田、前野、早滝、小川路、連吾、舟附、天神、御前	一円の田、畑
日吉第1		日 吉	浜井場、小袋、黒淵、井戸向、上ノ風呂	一円の田、畑
日吉第2		日 吉	上ノ原、広畑、大入、馬渡、上田、中貝津、辻堂、野畑、上貝津、国森、坊字田、清水、新井、原	一円の田、畑
日吉第3		日 吉	桶谷、前畑、宮ノ腰、荒井、熊ノ谷、下畑	一円の田、畑
日吉第4		日 吉	前田、荒井	一円の田、畑
吉川上		吉 川	間渡、前田、新在家、峯山田、広正、井田、寒欠、日尻塚、光田、津舞羅、雲沢、桂沢、辺玉、殿貝津、新井田、漆原、上林、桧峠、	一円の田、畑
吉川下		吉 川	壺町田、竹ノ下、柿原、小黒田、菖蒲	一円の田、畑
		日 吉	百田、青木林、南貝津	
中宇利		中宇利	曾根川南	一円の田、畑
中宇利第2		中宇利	向田、大工田、南原、麻布、貝津田、三社五所、三ヶ沢、山田入	一円の田、畑
中宇利第3		中宇利	八幡	一円の田、畑
中宇利第4		中宇利	新尾平、新仁田、新三ツ川、市場、新苗田、苗田、黒石	一円の田、畑
中宇利第5		中宇利	雁津	一円の田、畑
中宇利第6		中宇利	下川原、南川、下川原、高田、山田、三ツ川、山田入	一円の田、畑

小畑		小畑	新権現、前父、新苗田、才ノ神、新宮ノ前、苗田、権現、奥谷	一円の田、畑
富岡東部		富岡	新大草、笠神、下川原、土器、堤久保、宇利山、瓜山、宇利、森、山ノ神、凡、東門沢	一円の田、畑
西門沢		富岡	西門沢	一円の田、畑
入植第2		富岡	西門沢	一円の田、畑
富岡中部1		富岡	田嶋、宇利川、大屋敷、小吹、堀切平、下ノ段、堀切下ノ段	一円の田、畑
富岡中部2		富岡	半原田、大廻り、中屋敷	一円の田、畑
黒田		黒田	黒石、坪、三つ又、伏田、半ノ木、深坪、大岡、線香、杉畑、頼実、草場、半原田	一円の田、畑
富岡西部		富岡	新田面	一円の田、畑
大原開墾第1		富岡	大入、牛ヶ額、田面、向小吹	一円の田、畑
釜石開墾		富岡	釜石、猫藪、西屋敷	一円の田、畑
南川		富岡	池下	一円の田、畑
一鍬田		一鍬田	瓦平、駒場、埜中田、福田	一円の田、畑
三月日		一鍬田	三月日、外畑、阿原田、説法	一円の田、畑
大原開墾第2		一鍬田	向山、赤座ヶ入、滝沢、上赤座	一円の田、畑
東開墾第2		一鍬田	駒場、瓦平、八枝、下六田、福田、阿原田、畠中、鍋倉、埜中田、三月日、大入、貴船、大田、大場サコ、六田	一円の田、畑
入植第1		一鍬田	向山	一円の田、畑

ただし、「工区名」は県営土地改良事業の施行に係り置かれていた工区の単位を表している。

新城市土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者  
(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
西部地区	片山、徳定、石田、杉山、豊島、豊栄、稲木、川田、野田	13人
北部地区	上平井、平井、川路、矢部、富永、大宮、竹広、牛倉、出沢、八束穂、浅谷、須長、有海	13人
東部地区	日吉、吉川	4人
南部地区	一畝田、黒田、富岡、中宇利、小畑	14人
鳳来地区	塩瀬	1人
合 計		45人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在地による。

(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと(前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあつては投票区ごと)に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人(投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと(第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)に各2人)を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投

票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名を記載し（法人にあっては、その名前。以下同じ）、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。

4 投票開始の時刻は第4条により公告する時刻とする。

5 第4条により公告する投票終了の時刻までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）は又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

五 総代の候補者の氏名を自書しないもの

六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦するには組合員2人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前まで

に公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数その選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなけれ

ばならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する法第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例によって当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1未満であるとき(総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあつては、欠員数が1人であるとき)又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき(総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。)は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は認可の日から施行する。(令和2年5月22日認可)
- 2 この規程は次期総代の総選挙から適用する。

附 則

- 1 この規程は認可の日から施行する。(令和 年 月 日認可)
- 2 この規程は次期総代の総選挙から適用する。

新城市土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員 of 被選任権を有しない。

- 一 組合員でない者
  - 二 法人
  - 三 未成年者
  - 四 破産者で復権のできない者
  - 五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 組合員でない役員 of 選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員 of 被選任権を有しない。

(役員 of 選任)

第2条 役員 of うち組合員である理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員 of うちから選任するものとする。

- 2 役員 of うち組合員でない理事及び土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない役員 of 候補者 of うちから、その他の役員と区分して、それぞれ選任する。
- 3 前2項の規定による役員 of 被選任区及びその区域から選任すべき役員 of 定数は、次の通りとする。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事数	監事数
西部被選任区	新城市西部地区	4人	1人
北部 "	" 北部 "	4人	1人
東部 "	" 東部 "	2人	
南部 "	" 南部 "	4人	1人
鳳来 "	" 鳳来 "	1人	0人
計		15人	3人

ただし、監事は北部被選任区と東部被選任区を同一選挙区とする。

- 4 組合員である被選任人 of 所属 of 被選任区は、その組合員たる資格に係る権利 of 目的たる土地 of 所在地による。この場合において、その被選任人 of 組合員たる資格に係る権利 of 目的たる土地が2以上 of 被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地） of 所在地による。

(選任 of 時期)

第3条 役員 of 任期満了による選任は、その任期満了 of 日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日

以内に行わなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

3 前項の推薦人の定数は、次のとおりとする。

選挙区	推薦人数
西部地区選挙区	2人
北部地区選挙区	2人
東部地区選挙区	2人
南部地区選挙区	2人
鳳来地区選挙区	1人
計	9人

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第8条 総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 総代は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総代会まで誠実に保管しなければならない。

第9条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第11条 役員選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第12条若しくは第13条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第12条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第13条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠け、かつ法第18条第7項ただし書きに該当しない場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。  
ただし、現役員任期満了その他の事由による次期総選任の時から施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成25年5月24日認可（25農計第105号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成26年3月4日認可（25農計第592-1号）

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。  
平成28年5月27日認可（28農計第158号）

附 則

- 1 この規程は認可の日から施行する。（令和2年5月22日認可）
- 2 この規程は次期役員の新選任から適用する。

附 則

- 1 この規程は認可の日から施行する。（令和 年 月 日認可）
- 2 この規程は次期役員の新選任及び補欠選任から適用する。